

＜交通安全テスト＞

平成27年2月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車は車道の左端を走る。【○】

A : ● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

※ 道路の右側部分を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

3年以下の懲役又は5万以下の罰金

● 道路交通法第18条第1項（左側寄り通行等（抜粋））

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

＜指導のポイント＞

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。

② 車道に路側帯や駐停車禁止路側帯がある時は、右側、左側どちらの路側帯でも走行することができる。【×】

A : ● 道路交通法第17条第4項（通行区分（抜粋））

車両は道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道。）の中央から左の部分を通行しなければならない。

※ 道路の右側部分を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

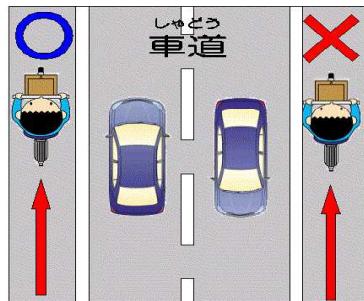
3年以下の懲役又は5万以下の罰金

● 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行）

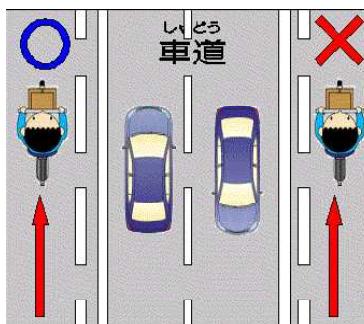
軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

※ 道路交通法の改正により道路の左側部分に設けられている路側帯は自転車で通行出来るが、右側部分の路側帯は自転車で通行する事が出来ません。

＜指導のポイント＞



※ 路側帯（白い1本線）
左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯（白い1本線と破線）
左側の路側帯は通行できる。

- 道路交通法第17条の2第2項（軽車両の路側帯通行（抜粋））
軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。
※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

2万円以下の罰金又は料金

- ③ 見通しの悪い曲がり角や交差点では一時停止し、安全確認をする。

【○】

- A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3 交差点の通り方(抜粋)
(2) 信号機などによる交通整理の行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。
ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確めなければなりません。

イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、自転車も一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

見通しの悪い曲がり角や交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

④ 歩道を走行中、歩行者の邪魔になるときは、一時停止し、歩行者を優先する。【○】

A : ● 道路交通法第63条の4第1項（普通自転車の歩道通行：概要）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
70歳以上の者
身体の不自由な人



の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、通行している、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。
ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに停止できるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げる恐れの場合は、一時停止すること。

＜指導のポイント＞

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないようにいつでも止まることができるスピードで走行しなければいけません。

歩行者の通行の妨げになるときは自転車を一時停止させ、歩行者の通行を優先させましょう。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。

⑤ 自転車での二人乗りは法律で禁止されているが罰金はない。【×】

A : ● 道路交通法 57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

罰則：2万円以下の罰金又は科料

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、特別な場合として下記のとおりは認められています。

● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限）

（ア）16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



（イ）16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



＜指導のポイント＞

二人乗りは絶対にやめましょう。